

公明党

東日本大震災復興加速化本部長

井上 義久 様

浪江町の復興・創生に向けた要望書

令和3年4月24日

福島県双葉郡浪江町長 吉田 数博



東日本大震災並びに東京電力福島第一原子力発電所事故から10年が経過しました。

当町では、これまでの復旧・復興事業の総点検を行い、令和3年度から10年間における復興の方向性を定める浪江町復興計画【第三次】を策定しました。

本計画の理念を「夢と希望があふれ 住んでいたまち 住んでみたいまち」とし、将来にわたり町内に居住する皆さまが安心して豊かな生活を送られるとともに、町外の方が住んでみたいと思える魅力あふれるまちづくりを進めてまいります。

一方で、復興の完遂には、未だ大きな課題が残っております。

中でも帰還困難区域は、そこで生活を営んできた多くの住民が故郷への帰還も出来ぬまま、辛く苦しい避難生活を続けておられます。

故郷の将来に見通しの立たない特定復興再生拠点区域外の住民の心情は、未だ3.11のままであり、日々その問題に苦しんでおります。

「故郷に帰りたい」「先祖から代々受け継いできた家や土地を元に戻したい」「自分の生きている間に、“いつまでに避難指示解除する”という方針だけでも示してほしい」などの悲痛な声を毎日のようにいただいている状況です。

政府においても、令和2年12月25日に示した「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」の中で、「（拠点区域外の）帰還・居住に向けた避難指示解除という従前からの強い意向については、別途の対応が必要となる。」と言及のあったところです。

つきましては、帰還困難区域の再生をはじめ、当町の復興・創生にお力添えをいただきますよう次のとおり要望いたします。

## **(帰還困難区域の再生に向けた取組の加速化)**

- ・特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域（以下、「拠点区域外」という。）の将来について、住民は大変不安を募らせている。拠点区域外の避難指示解除について、時間軸を示した具体的な方針を示すこと。
- ・長期避難を強いられている拠点区域外の住民の思いを汲み取り、当初認定した区域に捉われることなく、復興の進度に応じた取組や通行の確保に伴う道路の追加など、逐次区域拡大の認定を行うこと。
- ・「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に記載された内容、趣旨が実現できるよう、除染等の措置を含む各種整備事業を早急に進めるとともに、必要な財源措置をとること。
- ・また、外縁部除染は道路からの距離で除染の可否が決定されるため、集落の一部住民が対象とならない等、住民同士のつながりを分断している。特に小規模集落ほど住民同士の絆が強く、深刻な事態となっていることから、単一の基準ではなく総合的な判断の元、除染の対象にすること。

## **(第2期復興・創生期間における復興事業の加速化)**

- ・第2期復興・創生期間においては、これまでの課題に加え、新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応すべく、引き続き、国が全面に立って対応すること。
- ・特に、豊かな水と土壤に恵まれ農林水産業を中心に発展してきた当町において、こうした生業の再生なくして町の復興はない。農林水産業の再建、風評被害の払拭に向けて最大限の支援を行うこと。

- ・また、町の中心部は家屋解体等による空洞化が進んでおり、「町の顔」である駅周辺の再生は喫緊の課題である。商業施設、居住施設、交流の場などを整備する計画であり、新たな賑わいと人の流れを創出するための支援を行うこと。
- ・加えて、移住・定住につながる魅力的な「まち」とするために、町は「交流人口を拡大する施策」と「交流人口から定住人口に繋げる施策」をソフト・ハード両面で検討している。十分な予算の確保と柔軟な支援制度を構築すること。
- ・町は水素を中心とした再生可能エネルギーの地産地消等の革新的な事業に取り組んでいる。水素を新たなまちづくりに生かすことで脱炭素社会をけん引し、関連産業の振興に繋がるよう、制度面、予算面で支援を行うこと。

以上